

自動車・流通関係

自動車・流通関係は、その事業の内容によって旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業、自家用自動車に分けて考えます。

1 旅客自動車運送事業

旅客自動車運送事業とは、道路運送法（1条）で定められた有償で自動車を使用して旅客を運送する事業で、一般旅客自動車運送事業と特定旅客自動車運送事業に分けられます。

- ① 一般旅客自動車運送事業とは、定期バス、観光バス、タクシー、ハイヤー等
 - ② 特定旅客自動車運送事業とは、老人ホーム、工場等への輸送を受託した事業
- それぞれ定められた申請様式がありますのでご相談ください。

2 貨物自動車運送事業とは、道路運送法（2条）で定められた有償で自動車を使用して他人や特定の者の需要に応じ自動車を使用して貨物を運送する事業をいい、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業に分けられます。

- ① 一般貨物自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く）を使用して貨物を運送する事業
- ② 特定貨物自動車運送事業とは、特定の者の需要に応じ、有償で自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く）を使用して貨物を運送する事業
- ③ 貨物軽自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車に限る）を使用して貨物を運送する事業

3 自家用自動車とは、事業用自動車以外の自動車をいいます。

道路運送車両法では、すべての自動車（原動機付自転車を除く）に対し、登録、番号票（ナンバープレート）の封印、車検、車庫証明を義務付けています。

引越しをしたときには、先ず自動車の引越し手続をしなければなりません。

自動車の引越し手続とは、**車庫証明**の取得です。

車庫証明とは、自動車の保管場所の確保等に関する法律（3条）に定める、警察署長が証明する自動車保管場所証明のことです。

車庫証明の申請に当たって注意すべきことは、車庫が自宅からの直線距離で2kmを超えないこと、隣接道路から支障なく出入りできること、自動車全体が収納できること、自動車の所有者がその場所を利用できることです。